

# 道路旅客輸送及びバスターミナル管理規定（中華人民共和國交通運輸部令 2020 年第 17 号）

リンク：[http://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/fgs/202007/t20200715\\_3432640.html](http://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/fgs/202007/t20200715_3432640.html)

（※関連すると思われる部分のみ翻訳しています。）

## 第 1 章 総則

第2条 道路旅客輸送（以下、道路旅客輸送と称する）の運営、及び道路旅客輸送ターミナル（以下、バスターミナルと称する）の運営に従事する場合は、本規定を遵守するものとする。

第3条 本規定で述べる道路旅客輸送の運営とは、バスを使用して旅客を輸送し、社会にサービスを提供し、商業的性質を有する道路旅客輸送活動を指し、路線バス（臨時運行バス）、貸切バス、観光バスを含む。

- (1) 路線バスとは、都市・農村間の道路で指定されたルート、時間、停留所、便数に従って運行する旅客輸送方式を指す。臨時運行バスは、路線バスに対する補充形態であり、路線バスが需要に対応できない、または正常な運営ができない時に、臨時に便を増やすか、またはバスを割り当てて路線バスのルート、停留所に従って運行させる方式である。
- (2) 貸切バスとは、団体の旅客を輸送する目的で、バスを貸し切りにしてユーザーに使用させ、運転の労務を提供し、指定された出発地、目的地及びルートに従って走行し、ユーザーが費用を支払う旅客輸送方式を指す。
- (3) 観光バスとは、旅行・観光を行う旅客を輸送する目的で、観光地内において運営し、またはその路線の少なくとも一端が観光地内（観光スポット）にある旅客輸送の方式を指す。

本規定で述べるターミナル運営とは、ターミナル施設により道路旅客輸送事業者及び旅客に関連の輸送サービスを提供する運営活動を指す。

第6条 交通運輸部は、全国の道路旅客輸送及びバスターミナルの管理業務を所管する。  
県級以上の地方人民政府の交通輸送主管部門は、当行政区域の道路旅客輸送管理業務の手配・指導を担当する。  
県級以上の道路輸送管理機関は、道路旅客輸送及びバスターミナル管理業務の具体的な実施を担当する。

## 第 6 章 監督検査

第83条 県級以上の道路輸送管理機関は、旅客輸送車両に対して、毎年 1 回審査を行うものとする。審査は下記の内容を含む。

- (1) 車両の法律・規則違反の記録
- (2) 車両の技術レベルの評価状況

(3) 車両の車種レベルの評価状況

(4) 標準に適合する運行記録機能付きの衛星測位装置の規定に従った設置、使用状況

(5) 旅客輸送事業者の旅客輸送車両に対する運送請負業者責任保険の加入状況

審査により、要件を満たす場合は、道路輸送管理機関が『道路輸送証』に明記し、要件を満たさない場合は、期限を定めて是正を命じるか、または変更の手続きを行う。